

# 年金制度説明会資料

---

～国民年金適用・保険料編～

# 目次

1. 年金制度について
2. 被保険者
3. 資格の取得・喪失
4. 届出
5. 保険料
6. 免除制度・追納



# 1. 年金制度について

---

# 公的年金はみんなが加入し支え合う制度

主なメリットは、以下のとおりです。

## 1 老後を支える終身の年金

- ・ 生きている限り受け取れる一生涯の保障です。

## 2 万が一に備える保険としての年金

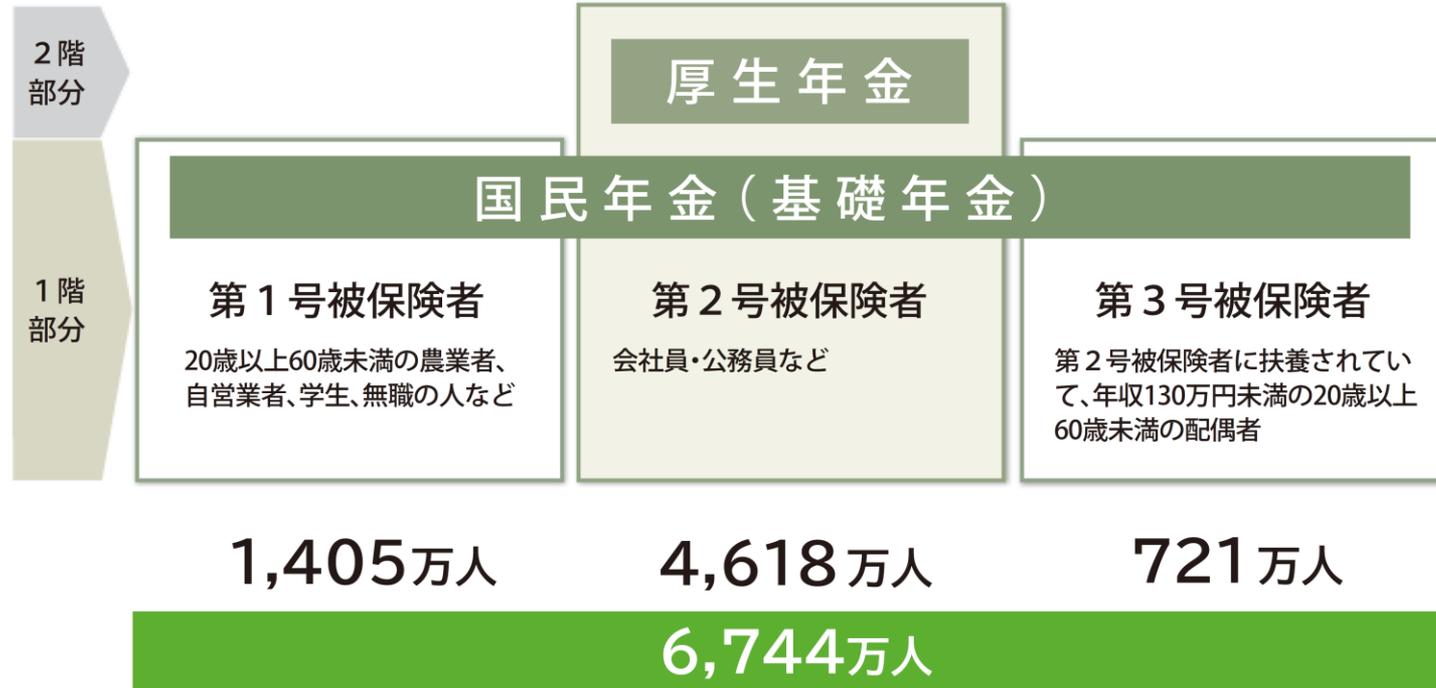
- ・ 病気やケガで障害が残った時の「障害基礎年金」や  
家族の働き手が亡くなった時の「遺族基礎年金」があります。

## 3 税金の負担が軽減

- ・ 納めた保険料は、全額、社会保険料控除の対象になります。

# 公的年金制度は2階建て構造

公的年金は、1階部分の国民年金（基礎年金）と、2階部分の厚生年金があります。  
第1号から第3号まで日本の公的年金加入者は、約6,744万人が加入しています。



# 加入する年金制度

厚生年金保険「厚生年金」(2階部分)

国民年金「基礎年金」(1階部分)

## 2. 被保險者

---

# 強制加入の被保険者

国民年金法で定められる被保険者の範囲に該当すれば、本人の意思に関係なく被保険者となります。

## 被保険者の種別

第1号被保険者

第2号被保険者

第3号被保険者

# 強制加入の被保険者

## 第1号被保険者

日本に住む20歳以上60歳未満の方で、  
第2号被保険者又は第3号被保険者に該当しない方。  
→ 農業従事者、自営業者、学生など

住所要件は  あります！

# 強制加入の被保険者

## 第2号被保険者

会社や役所等にお勤めの方で、  
厚生年金保険に加入されている方。

→ サラリーマン、公務員など

住所要件は  ありません！

# 強制加入の被保険者

## 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。

住所要件は → **あります！（令和2年4月以降）**

※ ただし、以下の特例要件に該当する方は、届出をしていただくことにより国民年金第3号被保険者の認定が可能となります。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する第2号被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- ④ 第2号被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められる者
- ⑤ ①から④のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

# 任意加入の被保険者

- ◆ 強制加入者ではない海外在住の方、年金を受けるために必要な資格期間（受給資格期間）が足りない方などは、**本人の希望**により加入することができます。
  
- ◆ 任意加入には、次の2つの目的があります。
  - ① **年金の受給権確保**
  - ② **年金額の増額**

# 任意加入の被保険者

## 任意加入被保険者

◆ 年金の受給権確保や増額を目的として、次の条件で加入することができます。

- (1) 日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の者
- (2) 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者
- (3) 20歳以上60歳未満で老齢年金を受けられる日本国内に住所のある者

### 注意点

- ・ 老齢基礎年金の満額を計算する上での480月を超える分は加入できません。
- ・ 令和3年4月1日以降、日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在）」や「特定活動（観光等を目的とするロングステイ）」により滞在する方は、任意加入被保険者から適用除外となります。

# 任意加入の被保険者

## 任意加入の特例による被保険者

- ◆ 年金の受給権確保の目的のみで、次の条件で加入することができます。  
昭和40年4月1日以前に生まれた人で、**受給資格期間を満たしていない**  
**65歳以上70歳未満**の日本国内に住所のある人又は海外に居住する日本人。

### 注意点

受給権を得られる範囲を超える期間は加入できません！

※原則120月の納付だが合算対象期間（カラ期間）がある場合は、120月未満の納付でも受給権を得られます。

## 合算対象期間（カラ期間）

- ◆ 各年金制度に短期間加入した場合、通算して一定期間以上の加入期間があれば年金は支給されますが、通算して期間が足りない場合でも、年金権に結びつけることを目的として設けられた仕組みを合算対象期間（カラ期間）といいます。
- ◆ 合算対象期間（カラ期間）は、一定の状態ですべての年金制度にも加入していない期間について、老齢基礎年金の受給資格期間の対象とはするものの、年金額には反映されません。

# 3. 資格の取得・喪失

---

# 被保険者資格の取得時期

被保険者となる日

→ 被保険者の種別によって、規定されています。

# 被保険者資格の取得時期

## 第1号被保険者

- ① 20歳に達した日 → 20歳の誕生日の前日
- ② 日本国内に住所を有した日

# 被保険者資格の取得時期

第2号被保険者

厚生年金保険の加入者 → 資格を取得した日

# 被保険者資格の取得時期

## 第3号被保険者

- ① 20歳以上60歳未満の間に第2号被保険者の被扶養配偶者となった日
- ② 被扶養配偶者に該当する者が20歳に達した日

※20歳以前より厚生年金等加入の配偶者に扶養されている場合は、

20歳に達した日

# 被保険者資格の取得時期

任意加入被保険者

任意加入の申し出をした日

※さかのぼって申出をすることはできません。

# 被保険者資格の喪失時期

被保険者でなくなる日

→ 被保険者の種別によって、規定されています。

# 被保険者資格の喪失時期

## 第1号被保険者

- ① 死亡日の翌日
- ② 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日
- ③ 60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）

# 被保険者資格の喪失時期

## 第2号被保険者

- ① 死亡日の翌日
- ② 厚生年金保険加入者として資格を喪失した日
- ③ 65歳に達した日（65歳の誕生日の前日）

（老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者は除く）

# 被保険者資格の喪失時期

## 第3号被保険者

- ① 死亡日の翌日
- ② 60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）
- ③ 第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった日の翌日

# 被保険者資格の喪失時期

## 任意加入被保険者

～共通の喪失日～

- ① 死亡日の翌日
- ② 資格喪失の申し出が受理された日
- ③ 厚生年金保険の資格を取得した日
- ④ 第3号被保険者に該当した日

## 4. 届出

---

# 被保険者の届出（適用）

## 第1号被保険者

資格取得、資格喪失（60歳到達を除く）、種別変更、氏名や住所変更したとき

→ 本人が14日以内に、市区町村長に届出する。

# 被保険者の届出（適用）

## 第2号被保険者

本人による届出は必要ありません。

→ 加入する厚生年金制度において、**事業主等**が手続きを行う。

# 被保険者の届出（適用）

## 第3号被保険者

資格取得、資格喪失（60歳到達を除く）、種別変更、氏名や住所変更したとき

→配偶者の勤務する事業主・共済組合・健康保険組合を**経由**して**14日以内に**、厚生労働大臣（日本年金機構）に届出する。

# 被保険者の届出（適用）

## 任意加入被保険者

資格取得、喪失申出等の場合

→ 本人が市区町村長に届出する。

氏名や住所を変更した場合

→ 14日以内に届出する。

### 注意点

任意加入被保険者の保険料は、口座振替が原則です。

# 海外からの任意加入手続きは注意

国民年金の任意加入手続きも、市区町村の窓口となっていますが、海外在住者の手続きは、下記のように規定されています。

国内における住所の有無	事務手続き先
○	国内における最後の住所地であった市区町村役場。 (国内協力者がいない場合は、国内における最後の住所地を管轄する年金事務所)
× (一度も日本国内に住所を置いたことがない)	千代田年金事務所 (東京都千代田区)

# 基礎年金番号通知書

20歳になると国民年金加入のお知らせとともに基礎年金番号通知書が交付されます。

基礎年金番号通知書は、年金を受け取る時や相談を行う時の本人確認として大切なものです。

## 紛失又は破損した際の基礎年金番号通知書再交付申請書の提出先

### 第1号被保険者

- ・ 住所地の年金事務所等又はお住まいの市区町村役場

### 第2号被保険者

- ・ 事業所の所在地を管轄する年金事務所等（事業主経由可）

### 第3号被保険者

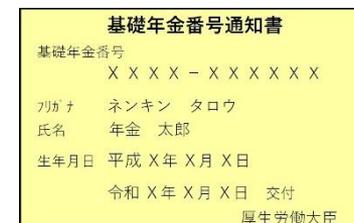
- ・ 配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所等



昭和49年～平成8年



平成9年～令和4年3月



令和4年4月～

## 5. 保険料

---

# 月々の保険料と納付方法

- ◆ 令和6年度の国民年金の定額保険料は、16,980円です。
- ◆ 毎月の保険料の納期限は、翌月の末日です。
- ◆ 保険料は、以下の方法で納めることができます。

金融機関  
郵便局  
コンビニの窓口

口座振替  
クレジットカード

電子納付  
ペイジー  
スマホ決済

- ◆ また、将来の一定期間の保険料を前納すると、保険料が割引される制度があります。
- ◆ さらに、口座振替による前納は現金での前納に比べて割引額が多くなります。

# 保険料の納付義務と時効

## 保険料の納付義務者及び連帯納付義務者

保険料の納付義務は、第1号被保険者本人にあります。

被保険者本人のほか、**世帯主**や**被保険者の配偶者**も**連帯**して保険料を納付する義務を負います。



# 保険料の納付義務と時効

## 保険料の時効

保険料を徴収する権利は、**納期限の翌日から2年**を経過した時に**時効により消滅**してしまいますので、保険料を徴収することができなくなります。

# 保険料の納付義務と時効

## 保険料の督促、滞納処分、延滞金

保険料を滞納した者には、督促を行うことができ、指定した日（指定期限）までに納付がなければ、**滞納処分（差押え等）**を行うこととなります。

この場合には**延滞金**が課せられます。

# 令和6年度の国民年金保険料額

まとめて納める「前納」がお得です！

納付方法		1か月分	6か月分	1年分	2年分
月々支払い 【現金、口振 (翌月末振替)】		16,980円	101,880円	203,760円	413,880円
前納	現金又は クレジット (割引額)	—	101,050円 (830円)	200,140円 (3,620円)	398,590円 (15,290円)
	口座振替 (割引額)	16,920円 (60円) (当月末振替)	100,720円 (1,160円)	199,490円 (4,270円)	397,290円 (16,590円)

※令和7年度保険料月額…17,510円

# 年金額を増やす方法…付加保険料

- ◆第1号被保険者の老後の保障を手厚くするために、老齢基礎年金の上乗せ給付として設けられました。
- ◆国民年金保険料（16,980円※令和6年度）に付加保険料（月額400円）を上乗せして納めることにより支給されます。
- ◆申し込みをした月から開始となり、納期限から2年間は納付できます。
- ◆付加保険料も前納することができます。

# 付加年金額

$$\text{付加年金額} = 200\text{円} \times \text{付加保険料納付済期間の月数}$$

(例) 付加保険料を10年間納めた場合

$$\text{付加保険料} \quad 400\text{円} \quad \times \quad 120\text{か月} \quad = \quad 48,000\text{円}$$

$$\text{付加年金} \quad 200\text{円} \quad \times \quad 120\text{か月} \quad = \quad 24,000\text{円}$$

毎年の老齢基礎年金に、24,000円が上乗せされます。

## 6. 免除制度・追納

---

# 免除制度

産前産後  
免除

法定  
免除

申請  
免除

納付  
猶予

学生  
納付特例

# 産前産後保険料免除

第1号被保険者が、出産を行った際に、本人の届出により、その**出産前後の一定期間の保険料が免除**される制度です。

## 該当期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます。）

# 産前産後保険料免除

## 手続き

出産予定日の6か月前から市区町村に届出を行うことができます。  
ただし、届出ができるのは、平成31年4月以降です。

## 給付との関係

当該期間は、年金を受けるための期間として計算されるうえ、保険料を納付した  
ものとして老齢基礎年金額に満額が反映されます。

## 付加保険料

産前産後保険料免除は、所得の有無にかかわらず保険料の負担を免除するもので  
あることから、当該期間についても付加保険料を納付することができます。

# 法定免除

第1号被保険者が、次のいずれかの承認基準に該当するとき、本人の届出により納付義務が免除されます。

- ◆障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金の受給権者であるとき
- ◆生活保護法の「生活扶助」を受けているとき
- ◆厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所など）に入所しているとき

# 法定免除

## 手続き

国民年金保険料免除理由該当届

国民年金保険料免除理由消滅届

## 老齢基礎年金の受給資格期間

「保険料全額免除期間」に算入される。

## 老齢基礎年金額の計算

平成21年3月以前の期間……1か月 3分の1として計算

平成21年4月以後の期間……1か月 2分の1として計算

## 該当期間

基準に該当した日の属する月の前月から該当しなくなった日の属する月まで

# 申請免除

申請免除の種類	施行年月日	適用期間
全額免除	昭和36年4月1日	昭和36年4月以後の期間
3 / 4 免除	平成18年7月1日	平成18年7月以後の期間
半額免除	平成14年4月1日	平成14年4月以後の期間
1 / 4 免除	平成18年7月1日	平成18年7月以後の期間

# 全額免除

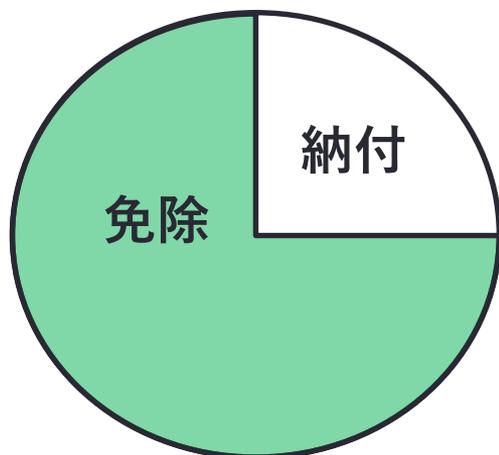
- ◆前年所得が、次の計算式で計算して得た一定額以下であるとき

$$\text{前年所得} \leq 35\text{万円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 32\text{万円}$$

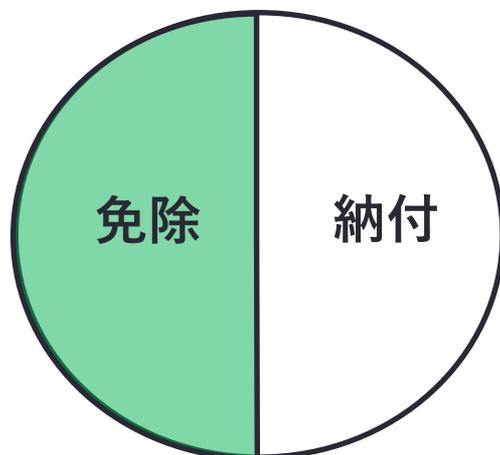
- ◆本人又はその世帯の人が、生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき
- ◆地方税法に定める障がい者、寡婦又はひとり親で、前年の所得が135万円以下のとき
- ◆天災その他の理由により、保険料を納めることが著しく困難なとき

# 一部免除（一部納付）

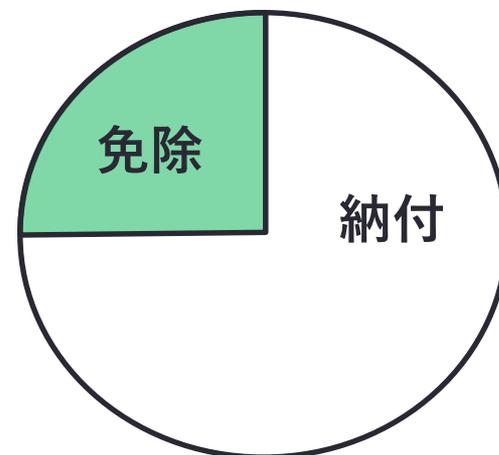
3 / 4 免除



半額免除



1 / 4 免除



※ 一部納付額を納めていない場合は、**全く納めていない場合と同じ扱い**となります。

# 納付猶予

- ◆50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

※平成28年7月～令和12年6月までの時限措置

- ◆保険料の納付を猶予された期間

老齢基礎年金の受給資格期間

⇒ 保険料全額免除期間に算入されます。

老齢基礎年金の年金額

⇒ 保険料免除期間に算入されません。

# 学生納付特例

- ◆学生（該当には要件あり）の方で**本人**の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

## ○学生納付特例事務法人

学生等

大学等教育施設

日本年金機構  
各事務センター

# 申請免除期間の取扱い

過去2年遡って免除申出することが可能

過去2年（2年1か月前）まで遡って申請が可能

（※例外として、納付対象月の翌月末が非営業日であった場合、納期限は翌々月の第1営業日であるため、2年2か月前まで遡って申請できる場合があります。）

手続きは、住所地の市区町村又は年金事務所に「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」又は「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出します。

# 災害・失業等による免除・猶予の申請

- ◆ 震災等の災害により、住宅等の財産被害額がその価格の概ね **1 / 2 以上の損害**を受けたとき
- ◆ **失業**により保険料を納めることが困難と認められるとき
  - ・ 「雇用保険被保険者離職票」等の交付を受けたとき
  - ・ 厚生労働省が行う制度の貸付金の交付を受けたとき
- ◆ **配偶者暴力 (DV)** により、配偶者 (DV加害者) と住居が異なる者で、**保険料納付が困難**なとき
- ◆ **新型コロナウイルス感染症の影響**により令和2年2月以降に収入が減少したとき

※令和4年度サイクルまでをもって、国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置が終了

# 免除・猶予期間の取扱い

	老齢基礎年金 受給期間に算入されるか？	老齢基礎年金 年金額に反映されるか？	障害基礎年金 遺族基礎年金
納付	○	○	○
産前産後免除	○	○	○
法定免除 全額免除	○	△ ※2	○
一部免除 (一部納付)	△ ※1	△ ※1	△ ※1
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部免除（一部納付）の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。

※2 平成21年4月分以降、国庫負担は2分の1です。（平成21年3月分までは、3分の1）

# 追納

- ◆保険料の免除・猶予を受けた期間について、本人の申し込みにより納付することができます。
- ◆追納ができるのは、承認の日の属する月前10年以内の期間です。
- ◆手続きは年金事務所です。
- ◆免除・猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の定額保険料に追納加算額がプラスされます。

## 追納の注意点

- ◆一部免除承認期間については、**納付すべき一部保険料の納付が行われている場合のみ**追納対象となります。
- ◆原則、学生納付特例と猶予がある場合は、先に経過した学生納付特例と猶予の月分**（古い月分）**から**順番に納付**していくこととなります。
- ◆老齢基礎年金を受給している方は申込できません。  
電話のみで申込を行うことはできません。



**追納申込書の提出が必要です。**

# 国民年金の加入手続・免除申請等の電子申請

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請及び学生納付特例申請について、マイナポータルを利用した電子申請が令和4年5月11日から開始され、付加保険料納付（申出・辞退 該当・非該当届）及び産前産後免除該当届が令和6年3月29日から開始されています。

申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、マイナンバー等の情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、紙の申請書より簡単に作成することができます。

## 電子申請の対象となる手続

- ・ 国民年金被保険者関係届書（申出書）  
※資格取得届・種別変更、付加保険料納付（申出・辞退 該当・非該当届）、産前産後免除該当届の手続に限られます。
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・ 国民年金保険料学生納付特例申請書

